

9 象潟小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義と基本的な考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（「秋田県いじめ防止等のための基本方針」より）

②いじめの基本認識

「いじめ」は「いつでも、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであるため、次のことに十分に留意して指導に当たっていく必要がある。

- ・いじめは人権を侵害する決して許されない行為であること
- ・いじめを受けた子どもだけでなく、いじめを行った子どもや周囲の子どもにも大きな傷を残すものであること
- ・内容によっては、刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合があること
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめは見ていだけなら問題はない」などの考えは誤りであること

③いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめの未然防止

①学級経営の充実

- ・「学校生活アンケート」結果、Q-U検査結果、日常の観察、職員間の情報交換を生かして子どもの実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・互いに認め合い、協力し合う仲間づくりを進め、居心地のよい学級集団をつくる。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、子ども一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、子どもの自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③相談体制の整備

- ・Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・子どもに対する情報交換や「子どもを語る会」を定期的実施し、子どもの実態把握と対応の仕方について共通理解を図る。
- ・期毎の「学校生活アンケート」後に学級担任による教育相談を行い、子ども一人一人の理解に努める。

④体験活動・縦割り活動の実施

- ・子どもが、地域の「ひと、もの、こと」との関わりを通して自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心に気付き、発見し、体得できるようにする。
- ・縦割り活動を通して、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

⑤インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・インターネットに関する使用状況調査で現状把握に努めるとともに、外部講師によるスマホ安全教室等で、子どもたちが自分事として捉えられるモラル教育を進める。

⑥学校相互間の連携協力体制の整備

- ・他の小学校や中学校、保育園と情報交換や交流学习を行う。

(3) いじめの早期発見のための取組

①保護者や地域、関係機関との連携

- ・子ども、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。必要に応じて、子育て支援課、教育委員会、中学校、児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

②「学校生活アンケート」の実施

- ・ 期毎に「学校生活アンケート」を実施する。アンケートをもとに、一人一人の子どもと直接話をし、思いをくみ取る。

③日々の観察

- ・ 休み時間や放課後の子どもの様子に目を配り、学校生活・学習サポートから話を聞く。
- ・ 危機対応マニュアルⅦ-2の「1 早期発見のためのチェック項目」を活用する。
- ・ 気になる言動を察知した場合、面談を行うなどし、状況や思いを把握する。

(4) いじめの組織的対応

①いじめ対策委員会の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、当該担任を構成員とする。

②いじめ問題の対処（危機対応マニュアルⅦ-2の「2 対応の流れ」）と留意点

- ・ いじめに関する相談を受けたり、いじめの疑いがあるような行為を発見したりした場合、速やかに管理職に報告する。
- ・ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ・不登校対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、いじめを受けた子どものケア、いじめを行った子どもや周囲の子どもたちから個々に聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ・ いじめられた子どものケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者や外部機関と連携した対応を図る。
- ・ いじめが確認された場合は、いじめを受けた・行った子どもと保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供すると共に、にかほ市教育委員会へ報告する。
- ・ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った子どもについていじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた子ども等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ・ 校長は、子どもがいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該の子どもに対して懲戒を加える。
- ・ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる子どもの育成を目指したものとする。
- ・ 再発防止のための取組、見守り、心のケアを継続する。

(5) いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

①情報発信・啓発

- ・ 学校ホームページに象潟小いじめ防止基本方針を掲載し、学校だより・生徒指導だより・学年・学級通信等を取組等を掲載することで保護者や地域の理解を得る。
- ・ 地域からも気になる情報を学校へお寄せいただくよう随時依頼していく。

②保護者への働きかけ

- ・ P T A 全体会や学年・学級懇談等において、いじめ防止対策や対応について啓発していく。
- ・ 連絡帳や電話連絡、面談等により普段から保護者との連携を深め、子どもの気になる言動について気兼ねなく相談できる信頼関係を築いていく。

③学校関係者・地域との連携

- ・ 学校・家庭・地域が協力してあいさつ運動を行い、子どもへの声掛け・見守りを行う。
- ・ 学校運営協議会や地域の民生児童委員・主任児童委員等と積極的に情報交換を行い、地域での子どもの様子の把握に努め、いじめの未然防止・早期発見につなげる。
- ・ 警察、青少年健全育成会議、P T A 校外指導部、地区校外生活指導連絡協議会、スクールカウンセラー、医療機関との連携も積極的に行う。

(6) いじめ重大事態への対応について

①重大事態とは

- ・ いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ・ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

②対応について

- ・ 重大事態が発生した旨を、にかほ市教育委員会に速やかに報告し、対応策を講じる。

(7) PDCAサイクルを踏まえた年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針についての検討 ・いじめ対策に関わる共通理解 ・子どもに関する情報交換 ・子どもを語る会①
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U検査の実施① ・学校生活アンケート①の実施 ・子どもに関する情報交換
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U検査①の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・学校生活アンケート①の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・子どもに関する情報交換（子どもを語る会①）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報交換 ・1学期の課題の把握と2学期の対応についての検討 ・地区生徒指導協議会①
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導に関する研修 ・夏季休業中の生活を含む子どもに関する情報交換
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報交換
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U検査の実施② ・子どもに関する情報交換
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U検査②の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・学校生活アンケート② ・学校生活アンケート②の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・子どもに関する情報交換
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報交換 ・2学期の課題の把握と3学期の対応についての検討 ・地区生徒指導協議会②
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを語る会② ・冬季休業中の生活を含む子どもに関する情報交換
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報交換 ・学校生活アンケート③の実施 ・学校生活アンケート③の結果を踏まえた考察と対応策の共有
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報交換 ・一年間の反省と新年度の対応についての検討

平成26年 3月 7日 制定
 令和元年 5月 1日 改訂
 令和2年 5月 1日 改訂
 令和3年 5月 1日 改訂
 令和7年 5月 1日 改訂
 令和8年 5月 1日 改訂

(8) 基本構想

